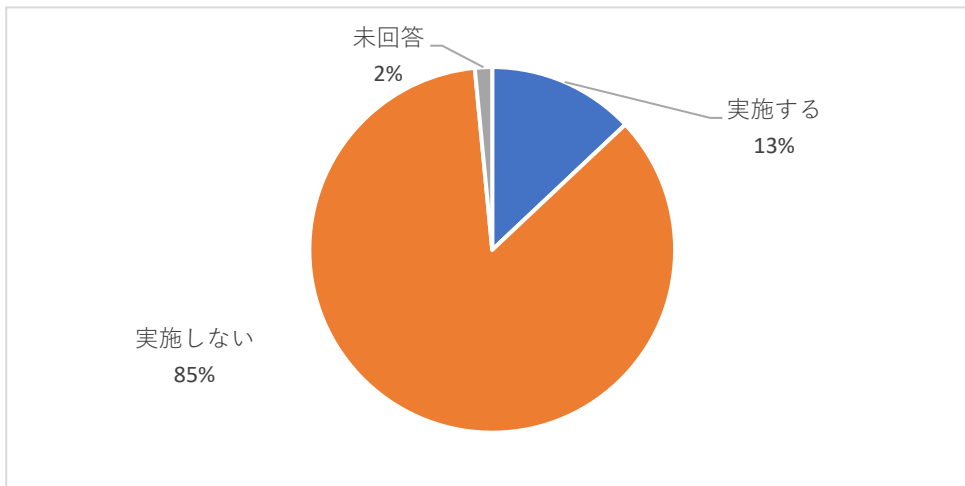


## 5. 5類移行後の職員への対応と検査について

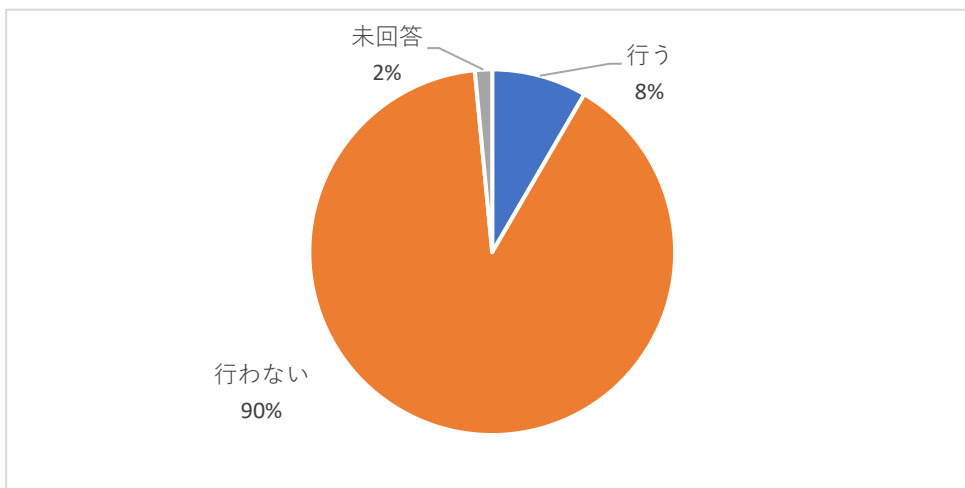
①職員の行動制限は実施しますか。

実施する	実施しない	未回答
17	112	2



②移動・来客や帰省者・滞在者があった職員への対応は行いますか。

行う	行わない	未回答
11	118	2



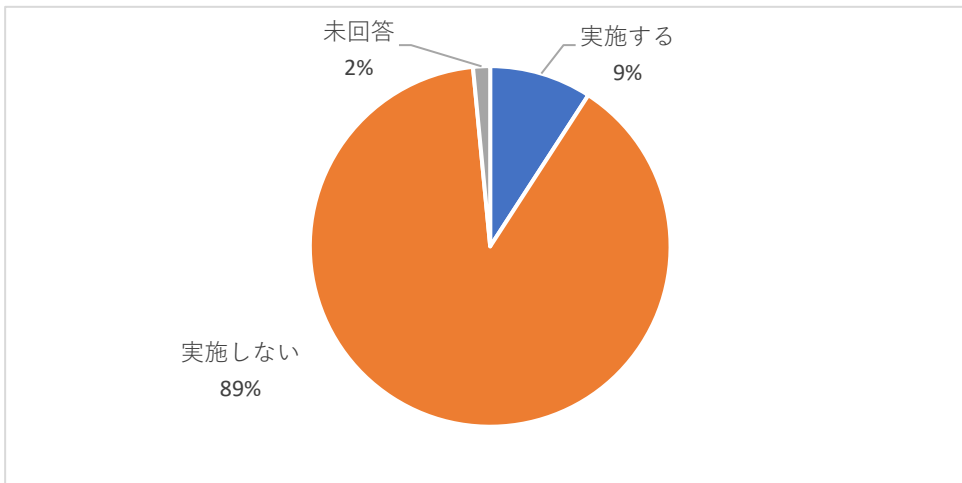
③職員への行動制限はどのように実施していますか。（実施すると回答された方）

- ・ 体調に不安があれば高原検査をする
- ・ 感染の可能性に留意して自身の体調変化に気をつけることを要請
- ・ 移動・来客や帰省者・滞在者のあった職員全員に行うではなく、必要と判断した場合や希望のあった場合を想定する。
- ・ 検温、体調の確認、マスク着用の継続
- ・ 可能な限り3密を避ける行動をお願いする。
- ・ 自覚を持って行動するように促す
- ・ 検査を行う。

- ・ 県外へ行く際は施設長に申し出る。
- ・ 体調不調等の有無の報告
- ・ まだ、正式には方針が出ていない。
- ・ 移動等の地域により、抗原検査等を実施する。
- ・ 職員同士の会食・飲み会・遊びの禁止、私的な海外旅行
- ・ 状況に応じた抗原検査の実施

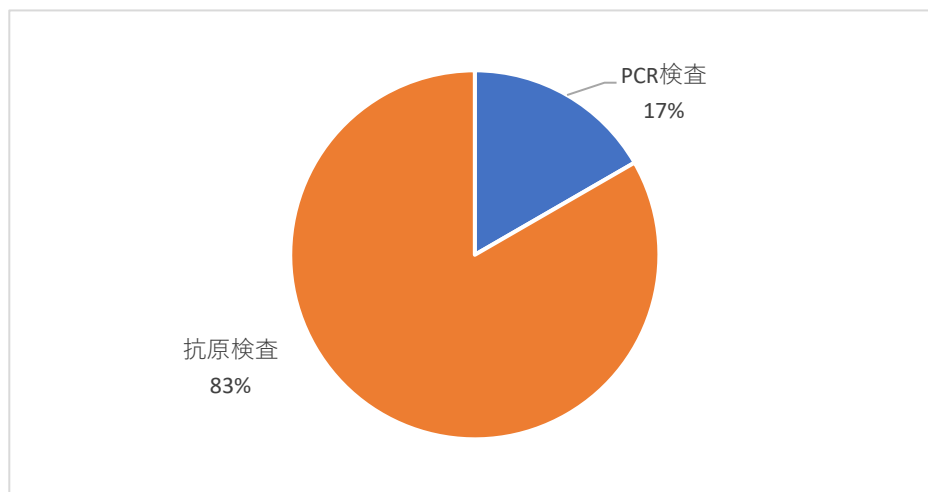
④職員の定期的なPCR検査または抗原検査は実施しますか。

実施する	実施しない	未回答
12	117	2



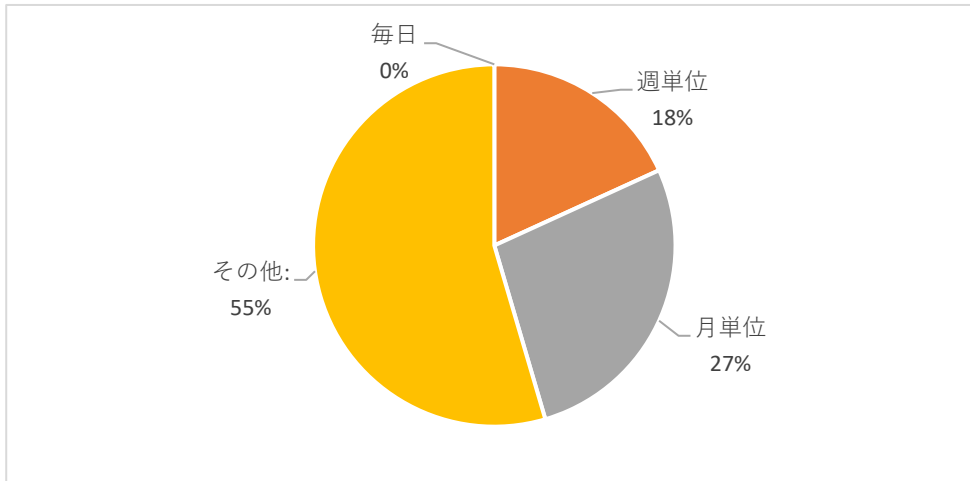
⑤検査の種類を選択してください。（実施すると回答された方）

PCR検査	抗原検査
2	10



⑥検査の頻度はどの程度ですか。（実施すると回答された方）

毎日	週単位	月単位	その他:
0	2	3	6



その他：

- ・ 風邪症状がみられるなど、体調の変化があった場合は抗原検査の実施を行う。
- ・ 市内の感染者数の状況により実施し、または入所者様もしくは職員に感染者が確認された場合に実施。
- ・ 月単位か、症状の早期発見により実施か。
- ・ 発熱時、本人希望の際
- ・ 現在協議中
- ・ 発熱などの症状が続いた場合

⑦そのほか、予防や早期発見対策のために、職員に対して行う予定のことはありますか。

- ・ これまでと同じような、家族を含めた体調管理
- ・ 出勤退勤時の検温
- ・ 毎日の健康管理、基本の感染対策の徹底、家族等の健康観察 等
- ・ 風症状があれば検査や受診をしてもらう
- ・ 体調不良時について、随時抗原検査を行う予定
- ・ 体調不良時は出勤しない
- ・ 毎日出退勤時の検温、自分や家族の健康状態を申告する（以前より継続）
- ・ 検温、体調の変化の観察
- ・ ワクチン接種（任意） 検温及び症状の確認
- ・ 出勤時の検温
- ・ 検温、症状確認等
- ・ 毎日の体調観察記録
- ・ 毎日の健康管理票の記入と提出
- ・ 不調を感じたら速やかに上長へ報告し、医務室と連携をとる
- ・ 定期的な注意喚起

- 出勤時・退勤時の体温測定、手指消毒、うがい、マスク着用、症状の有無の早期報告、疑わしい時等の早期抗原検査
- 現在同様に毎日の健康チェック
- 検温や体調不良時の報告の徹底等
- 体調の変化については、日々の健康管理を徹底してもらっている。以前より感染者と接触があれば、又は感染の疑いのあるスタッフに関しては、抗原検査を行うこと、又は病院受診を促す。
- 体温測定
- 毎日の検温。体調の確認
- 体調不良があった場合には、出勤前に報告・相談を行う。
- 基本的な感染症予防対策を実施
- 熱や咳などの症状がでた場合の勤務停止 等
- 健康観察
- 検温
- 出勤前の自宅での検温、出勤時の検温、業務中の検温 退勤時の検温
- 本人や家族に風邪症状がある場合に、抗原検査を実施する。
- 常時、自己責任の下で体調管理を行い、不調の時は検査や通院して予防や早期発見に努める。
- 規制はしないが、外出や遠方へ出かける際にはマスクをすることを推奨する。
- 出退勤時の検温は継続します
- 体調不良の職員について施設持ちの抗原検査の実施
- 出勤時の検温、発熱などの体調不良時はすぐに協力医療機関で検査を行う。
- 外出先で今までどおり人混みに行かない3密の回避  
その場に応じたお互いマスクの着用、手洗い、うがい  
少しでも体調不良と感じた時は休んで病院受診をしてもらう
- 出勤前に体調不調があった場合には、症状に合わせて検査を実施する。
- 各自の体調管理に任せる
- マスク着用、手指消毒
- 個人の責任にしています。対応がわからない時は看護師に相談してくれる職員が多いです。
- 従来通り、本人、家族の熱発の症状を認めた時、受診、検査を行う。
- 注意喚起をメール等で行う。
- 毎日の検温と健康観察を実施する。
- 出勤・退勤時の検温 行動履歴の把握
- 感染症についての施設内研修やシミュレーションの実施を行い注意喚起を行い、また、体調変化時の報告についての再確認を実施する予定。
- 体調不良時の相談をするようにとの声掛け
- 毎日の検温
- ワクチン接種
- 出勤前の体温測定
- 法人内研修会に基づく個人の自覚の醸成
- 毎日の検温と体調確認

- 毎日の体温チェックなどの体調管理をお願いしている
- 毎日の検温報告 体調報告 リーバーの活用
- 濃厚接触者となった場合は抗原検査を実施
- 出勤前と退勤時の検温
- 体調不良時の検査の実施、休暇の取得推奨
- 体調管理の徹底
- 健康管理表の継続
- 以前より、出勤してはいけないフローチャートを施設で作成し実施している。
- 感染に不安がある場合に、抗原検査を実施する
- 発熱やその他症状出現時の抗原検査は行う
- 本人や同居家族に発熱等の症状が出た際に、管理者に電話で報告し対応を仰ぐ。
- 風邪症状等体調がよくない場合には、抗原検査を実施する。
- 検温・手指消毒・マスク着用
- 出勤時と昼の検温で体調管理
- 体調に異変を感じたら（本人、家族）出勤せず、速やかに施設に連絡、相談し、適切な対応をする。
- 家族等が感染して場合には抗原検査を施行する。
- 体温測定 1日3回（出勤前・出勤時・退勤時）をしばらく継続。体調不良の報告及び受診。
- 出勤時の体温測定と健康チェック 家族に感染者が出た場合の情報共有

⑧職員が陽性となった場合の療養期間はどのように判断しますか。

- 症状有無しでの療養5-7日
- 10日間 ※同回答 他7施設
- 10日間（無症状は7日間）
- 10日間の療養
- 10日間隔離
- 10日間自宅待機。最終2日間検査し、陰性確認後出勤可。
- 10日間出勤停止
- 10日程度
- 5日から7日
- 5日間 ※同一回答 他5施設
- 5日間（症状なしから24時間以降）とする
- 5日間かつ、症状が警戒して24時間
- 5日間は自宅待機・療養
- 5日間は療養してもらう
- 5日間を想定。
- 5日間出勤を控えてもらう。
- 5日目に発熱なければ抗原検査にて陰性確認し翌日発熱なければ出勤
- 5類移行後も従来通りの期間

- 5類移行前と同様
- 6日間の予定
- 7日（無症状は5日）
- 7日間 ※同一回答 他7施設
- 7日間(発症日を0日として)
- 7日間の自宅待機
- 7日間の自宅療養
- 7日間の自宅療養。7日目の抗原検査。
- 7日間の出勤停止。
- 7日間の療養
- 7日間もしくは症状が治まってから2日後
- 7日間休み
- 7日程度 症状にもよる
- インフルエンザと同様に判断します
- インフルエンザと同様の行なう
- インフルエンザ同様とする
- ガイドラインに準じる
- まだ7日間と考えている。
- 医師の指示による
- 医者の判断が最優先だが、症状有10日・無症状7日
- 一般的に目安として提示されている通りを想定
- 解熱後3日目に抗原検査で陰性確認後迄。
- 概ね7日間
- 感染判明時を0日として6日目と7日目に抗原検査陰性にて8日目に出勤。咳が続くようであればN95マスク着用する
- 基準に基づき、7日間の自宅療養
- 基本5日とする ※同一回答 他1施設
- 基本7日間 症状が軽快後24時間経過してから
- 協力病院と同様に対応する予定
- 協力病院の感染委員会の指示に従いながら対応している。
- 検査結果を踏まえ、症状があった日を基準（0日）と判断する。
- 検討している
- 検討中 ※同一回答 他2施設
- 県、厚生労働省の説明の通り
- 県の指定する期間の療養
- 県や市の指導に合わせて
- 原則、発症日の翌日から10日間
- 原則5日間（体調不良時は延長）
- 現在、検討中です。

- 現在2類時に準ずる
- 現在協議中
- 現時点では、これまで通り7日間。
- 現状の7日間自宅待機
- 厚生労働省による新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを参考に医師の判断で行う。
- 厚生労働省の指針に基づく
- 厚生労働省の方針に基づく
- 厚労省に準じる
- 厚労省の指針に従う
- 厚労省の指針に順ずる
- 厚労省の推奨する期間
- 厚労省より示されている指針に従って判断します
- 行政からの通知を参考にして判断
- 国から示される基準の遵守及び個別の健康状態による
- 国の基準か医師の意見を参考にする。
- 国の基準に準拠
- 国の基準通り。
- 国の方針に従う。
- 国の方針等を基に検討中
- 国等から出ている期間で対応していく。
- 今のところ7日間、場合によっては5日間検討中
- 今のところ今まで通りの対応をとる
- 今までどおり、5日経過後に検査確認後。
- 今後、国の指針が示す期間を基準に判断
- 最新の厚労省の通達に準じます
- 最低5日間は自宅療養、体調や症状によって検討
- 自治体の示す待期期間に準ずる
- 従前のおり（10日間）
- 症状あり、なしで判断する。
- 症状がでた日を0日、7日間の自宅待機
- 症状が出てから5日間
- 症状等
- 嘱託医と相談
- 嘱託医の判断
- 職員の症状を鑑み判断（5日～1週間程度）
- 当苑の従来の療養期間を踏襲する。（10日間）
- 発症日から5日間の療養
- 発症日から7日間
- 発症日の翌日から5日間

- ・ 発症日を0日目として5日間を待機期間とする。
- ・ 発熱日より7日間の休暇
- ・ 病状による
- ・ 保健所、協力医療機関等と相談の上判断
- ・ 保健所の見解に準じる
- ・ 保険所の指示に従う
- ・ 有症状7日、無症状5日
- ・ 陽性から7日間(症状がある場合完治してから)
- ・ 陽性となった日から7日間
- ・ 陽性となった日から7日間自宅療養。陰性が確認でき本人の状態により出勤を促す。

⑨職員が濃厚接触者となった場合の待機期間はどのように判断しますか。

- ・ 2, 3日目抗原検査 陰性なら4日目勤務
- ・ 2～3日間。
- ・ 2日を想定。
- ・ 3, 4日目抗原検査実施し、陰性であれば4日目に出勤可能。
- ・ 3～5日間
- ・ 3日 同居家族で居住空間を分けることが困難な場合は、その同居の陽性者が解放になるまで。
- ・ 3日間 ※同一回答 他2施設
- ・ 3日間の自宅待機
- ・ 3日間の自宅待機、4日目に抗原検査陰性であれば出勤可能
- ・ 3日間は完全療養・その後2日間様子観察し陰性であれば出勤を促すが、同居家族が陽性の場合は同居陽性者が陰性となったことが証明されるまでは出勤を制限することもある。
- ・ 3日間自宅待機4日目に抗原検査陰性で出勤可
- ・ 3日間待機その後抗原検査を実施。
- ・ 3日間程度
- ・ 3日目あたりに症状がでなければ出勤可
- ・ 4日目に抗原検査して、陰性なら出勤。
- ・ 5日間 ※同一回答 他7施設
- ・ 5日間、無症状の場合は2, 3日目の検査を実施し陰性であれば出勤
- ・ 5日間。家族が立て続けに感染した場合、最終感染者発症日から5日間。
- ・ 5日間の自宅待機
- ・ 5日間の自宅待機後出勤、あるいは3日間待機後出勤ただし3日目+2日間は抗原検査陰性を確認しながら出勤可とする
- ・ 5日間を継続
- ・ 5日間隔離
- ・ 5日間及び家庭内隔離（宿泊施設利用含む）
- ・ 5日間自宅待機。最終の2日間検査。陰性確認後出勤可。
- ・ 5日程度



- 5日程度 家族構成等状況による
- 5類移行前と同様
- 7日間の自宅待機
- PCR検査を実施
- インフルエンザ同様待機期間はなくし、DS2マスクとマスク着用し業務にあたり、症状が出次第PCR検査を実施し自宅待機とします。
- インフルエンザと同様に対応。特に就業制限はしない。感染者が子どもの場合は、状況の把握と要相談とします。
- インフルエンザと同様に対応します
- インフルエンザと同様の行なう
- これまで通り
- どの程度の濃厚なのかによる（寝食を共にする子ども等）が、2日程度？
- なし ※同一回答 他1施設
- なし。本人が希望すれば有給消化。
- 医師の指示による
- 家族の場合が多いので、同居の当事者が回復の後。
- 基本3日とする
- 基本5日間かつ5.6日目抗原検査陰性を確認してから
- 基本的には厚労省が推奨する期間。濃厚接触の状況を確認して判断する。
- 健康チェックをしながら勤務し待機期間は設けない
- 検討している
- 検討中 ※同一回答 他4施設
- 県、厚生労働省の説明の通り
- 県の姿勢する期間の待機
- 原則、感染者との最終接触した日から7日間
- 原則5日間出勤を控えてもらう。
- 現在、検討中です。
- 現在2類時の最短股間
- 現在の所決まっていない
- 現在協議中
- 現在検討中
- 現時点では、これまで通り5日間。
- 厚生労働省による「濃厚接触者」の取り扱いを参考に判断する。
- 厚生労働省の方針に基づく
- 厚労省に準じる
- 抗原検査2日間2回陰性で出勤
- 抗原検査3日間行うことで出勤可能とする
- 抗原検査等の結果および症状等をみて判断
- 行政からの通知を参考にして判断

- ・ 高齢者施設なので5類移行前の期間
- ・ 国の基準に準拠
- ・ 国の基準通り。
- ・ 国等から出ている期間で対応していく
- ・ 今のところ今まで通りの対応をとる
- ・ 今後、国の指針が示す期間を基準に判断
- ・ 最後に接触した日を0日で5日間出勤停止。復帰前日に施設にて抗原検査実施し陰性なら翌日から出勤可。
- ・ 最終接触から5日間自宅待機後抗原検査を実施
- ・ 最終接触から5日後 抗原検査実施
- ・ 最終接触日を0日として2日と3日目に抗原検査を施行し陰性なら4日目に出勤
- ・ 最新の厚労省の通達に準じます
- ・ 自治体の示す待機期間に準ずる
- ・ 従前のおり（5日間）
- ・ 症状があるかどうか
- ・ 症状や検査等で判断
- ・ 症状確認し、3.4日目の抗原検査にて陰性なら勤務可能
- ・ 状況に応じて本人と相談
- ・ 状況を聞き取り判断
- ・ 嘱託医と相談
- ・ 嘱託医の判断
- ・ 職員の症状を鑑み判断（0日～5日程度）
- ・ 接触状況による
- ・ 接触日より5日間の休暇、その後PCR検査を実施。
- ・ 体調や接触環境に応じて検討。
- ・ 待機期間は無しだが小まめな健康観察とN95マスク着用
- ・ 当苑の従来の療養期間を踏襲する。（5日間）
- ・ 同居や別居にもよる
- ・ 同居家族が感染した場合7日間（6日目と7日目に抗原検査実施）
- ・ 同居家族が感染しての濃厚接触者の場合は5日間(発症日を0日として)
- ・ 同居家族が陽性となった場合は、抗原検査にて陰性を確認した上で出勤する。
- ・ 特に症状なければ出勤可能
- ・ 濃厚接触、陽性者との離れた日を0日とし4日目無症状、抗原キットにてマイナスであれば4日目からの勤務可能
- ・ 濃厚接触者という概念は継続適用されるのか？
- ・ 濃厚接触者となった日から3日間
- ・ 濃厚接触者となった日から3日間待機とする。
- ・ 濃厚接触者の状況による。

- 濃厚接触者の状況をリサーチし、3日間の出勤見合わせを行い、4日目に抗原検査をして陰性であれば出勤可能とする。
- 濃厚接触者の体調によって判断する
- 濃厚接触者の定義をなくします。
- 濃厚接触者は保険所で追わないことを参考に、健康チェックと抗原検査を行う。
- 保険所の指示に従う
- 陽性者が家族、友人、職員による。家族→4日間、友人→3日間、職員→毎日抗原検査（一）で出勤可。また、家族が濃厚接触者となった場合は毎日抗原検査（一）で出勤可。
- 翌日から5日間